

さいたま市告示第 24 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ指扇店

所在地 さいたま市西区指扇1049-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープみらい

代表者氏名 代表理事 土屋 敏夫

住所 さいたま市南区根岸一丁目5番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
生活協同組合コープみらい	代表理事 土屋 敏夫	さいたま市南区根岸一丁目5番5号
未定（衣料）	—	—

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
生活協同組合コープみらい	代表理事 土屋 敏夫	さいたま市南区根岸一丁目5番5号

(4) 変更の年月日

平成28年10月25日

(5) 変更する理由

小売業を行う者の決定による

2 届出年月日

平成29年1月6日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年1月11日から平成29年5月11日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

電話 048（646）3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年1月11日から平成29年5月11日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966